

No.21033

お客さま各位

『コンテナ貸出ルール』の徹底及び延滞料(デマレージ)について(再周知)

平素よりJALCARGO をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨年12月の繁忙期に一部コンテナの返却遅延により、コンテナの適正数配備に影響があり、ご迷惑をお掛けすることとなり大変申し訳ございませんでした。

『コンテナ貸出制度』については、ホームページ上にも7日以内の返却と延滞料について明記されておりますが、昨今貸出から7日以内に返却されないケースが散見されております。

つきましては、ULDの貸し出し期限(7日間)を再周知いただき、ULD管理徹底を実施いたしますのでご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1)対象

LD2/LD3/LD4/LD8などの国内貨物郵便で使用するすべてのコンテナ。

(2)貸出期間

貸出日の翌日0時から起算して「7日間」以内（土日・祝祭日を含む）。

年末年始の12/30～1/3に加えて、ゴールデンウィークにつきましても5/3～5/5の3日間を連続した公休日と位置付け、当貸出期間の積算対象日から除外させていただきます。

(3)貸出期間を超過した場合

上記(2)の貸出期間の超過期間分に対して、1日1台当たり¥1,000（税抜）の延滞料金が発生いたします。

なお、延滞料金に関しましては、180日間分をもって上限額といたします。

(4)貸借の確定

コンテナの貸借につきましては授受書類の交付をもって確定することとし、弊社各空港の営業時間終了後の貸し出し・返却は翌日扱いとさせていただきます。

(5)貸し出し・返却時の授受運用

1. 空コンテナの場合

「コンテナ（ULD）貸出・返却票」の記載内容を受け取り側（お貸出時：お客さま ご返却時：弊社）が確認した上で、受領サインをすることといたします。

※バルクポジション搭載の貨物が積み付けされている場合や郵便が積み付けされている場合も原則、同対応とさせていただきます。

2. 貨物・郵便が積み付けされている場合

現行の貨物・郵便の授受確認をもってコンテナ授受確認と兼ねさせていただきます。

(6)貸出期間を超過したコンテナがある場合

HND販売部門より月初めに『未返却コンテナ一覧表』をお送りさせていただきますので、コンテナの所在をご確認ください。

(7) 貸出期間超過分の延滞金のご請求およびお支払いについて

ご請求については請求書をお客さまのご指定される住所宛てに送付させていただきます。

(8)その他

ご不明な点は貨物郵便本部羽田貨物支店 国内貨物部 へご連絡ください。

連絡先：03-5757-3101

以上